

令和4年

第4回市議会定例会 議案第14号

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類
および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類および基
準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類
および基準に関する条例の一部を改正する条例

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一
部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の後ろに「。第13条第2項において「勤
務日数」という」を、「18日」の後ろに「(1月間の日数(函館市
の休日を定める条例(平成3年函館市条例第2号)第1条第1項各号
に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合
にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減
じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。)」
を加える。

第13条第2項各号列記以外の部分中「職員について定められてい
る勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規
則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日
を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」
を「全て」に改める。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52

年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「18日」の後ろに「(1月間の日数(函館市の休日を定める条例(平成3年函館市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例第2条第2項および第13条第2項の規定ならびに第2条の規定による改正後の函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「改正後の条例第2条第2項」を「函館市職員退職手当条例第2条第2項」に、「, 改正後の条例」を「, 同条例」に、「改正後の条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第5項中「改正後の条例」を「函館市職員退職手当条例」に改める。

(提案理由)

フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の支給に関する勤務日数の要件を緩和することとするため